

会津若松市上下水道局発注工事における熱中症対策に関する実施要領

令和7年8月1日制定

(令和7年7月31日決裁)

会津若松市上下水道事業管理者が発注する工事における熱中症対策の実施にあつては、会津若松市発注工事における熱中症対策に関する実施要領(令和7年7月28日決裁)の例による。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行し、同日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用する

。